

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成29年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

➤ 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の

取り組みに対し**50万円**を上限に補助金
(補助率:2/3)が出ます

- ・①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策取組、③海外展開の取組は、100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

➤ 計画の作成や販路開拓の実施の際、 商工会議所の指導・助言を受けられます

《対象となる取組の例》

① 広告宣伝

- ・新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
- ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

② 集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施

- ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
- ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発

⑤ ITを活用した広報や業務効率化

- ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

お問い合わせ先

川崎商工会議所

本部・川崎支所 TEL:044-211-4114

幸支所 TEL:044-555-0301

中原支所 TEL:044-433-7755

高津支所 TEL:044-811-2804

宮前支所 TEL:044-852-5858

多摩支所 TEL:044-932-1100

麻生支所 TEL:044-952-1191

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-2106 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL: <http://h29.jizokukahojokin.info/>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

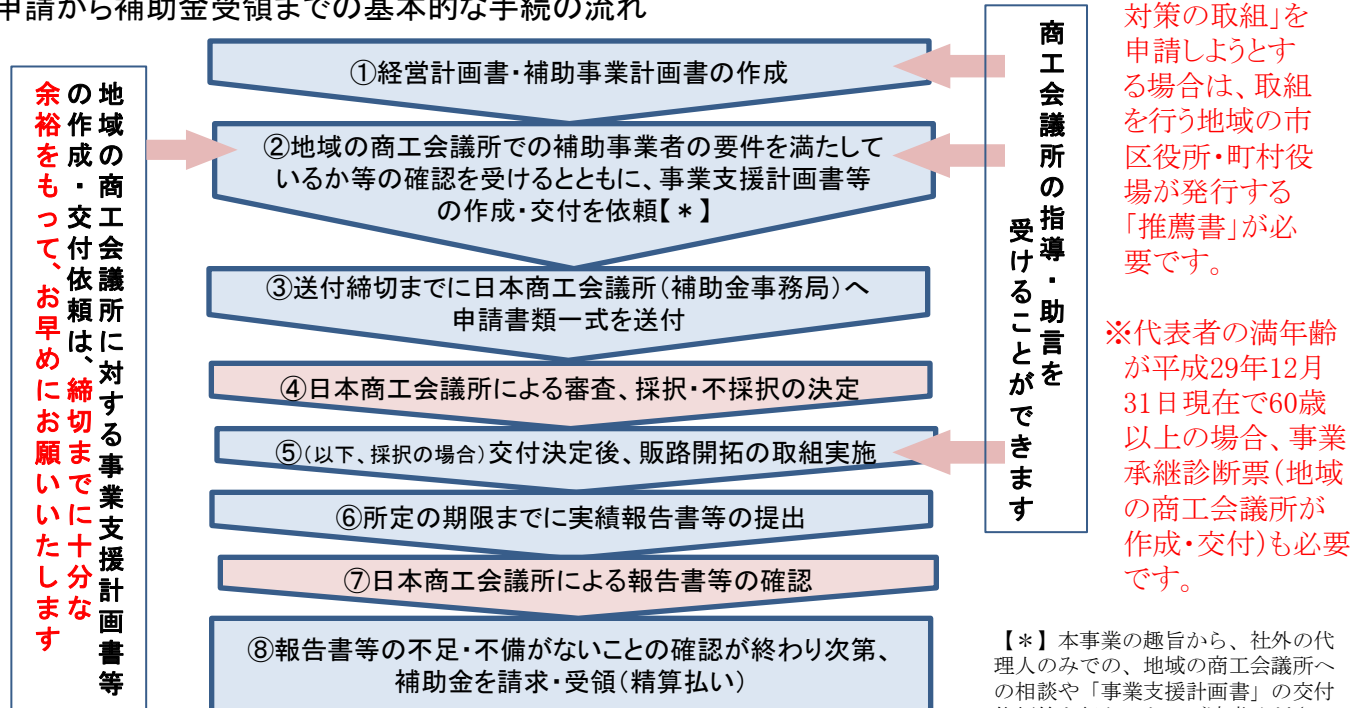
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買物弱者対策事業の場合に限ります)、設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策の取組、③海外展開の取組は上限100万円)
*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手順の流れ



◆公募期間

- 受付開始 :平成30年 3月 9日(金)
- 受付締切 :平成30年 5月18日(金)(締切日当日消印有効)
- 採択結果公表 :平成30年 7月中予定
- 補助事業の実施期限 :平成30年12月31日(月)

◆その他

当所にて「事業支援計画書」(様式4)の作成・交付を行うにあたり、相当の時間が必要となりますので、記載事項や必要書類に不備がないようよくご確認の上、平成30年5月11日(金)17時15分までに、各支所窓口まで申請書類のご提出をお願いします。

なお、上記期限を過ぎてからの申請書類のご提出につきましては、「事業支援計画書」(様式4)の作成・交付ができない場合がありますことを予めご了承ください